国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (利益相反アドバイザーの設置及び配置) 第３条　本学に利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置き、研究支援課長をもって充てる。 (委員会の事務) 第12条　委員会の事務は、人事課、府中地区事務部及び小金井地区事務部の協力を得て、研究支援課において処理する。	本則 (利益相反アドバイザーの設置及び配置) 第３条　本学に利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置き、研究・財務戦略部研究支援課長をもって充てる。 (委員会の事務) 第12条　委員会の事務は、総務・経営企画部人事課、府中地区事務部及び小金井地区事務部の協力を得て、研究・財務戦略部研究支援課において処理する。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。